

(2) 「国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）（令和5年度版）」の改定、正誤

「国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）（令和5年度版）」における第Ⅰ編 総則、第Ⅱ編 共通工、第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価に改定、正誤がある場合は、次表に記載した内容について、適用する。

掲載頁	改定前（訂正前）	改定後（訂正後）	適用日等
Ⅱ-2-③-24	3-15 現場打小口止コンクリート (注) 1. 上表は、現場打ちによる天端コンクリート設置におけるコンクリート、型枠～以下略	3-15 現場打小口止コンクリート (注) 1. 上表は、現場打ちによる小口止コンクリート設置におけるコンクリート、型枠～以下略	訂正
Ⅱ-2-③-25	3-16 現場打横帯（隔壁）コンクリート (注) 1. 上表は、現場打ちによる天端コンクリート設置におけるコンクリート、型枠～以下略	3-16 現場打横帯（隔壁）コンクリート (注) 1. 上表は、現場打ちによる横帯（隔壁）コンクリート設置におけるコンクリート、型枠～以下略	訂正
Ⅳ-1-⑤-3	3. 適用にあたっての留意事項 (5) 「第Ⅱ編第4章①コンクリート工」 (6) 「～及び天端コンクリート工」	3. 適用にあたっての留意事項 (5) 「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工の現場打小口止コンクリート」 (6) 「～及び現場打天端コンクリート工」	訂正
Ⅵ-2-③-19	③-4 防護柵設置工（落石防護柵） 1-1 市場単価が適用できる範囲 (2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (2) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。	③-4 防護柵設置工（落石防護柵） 1-1 市場単価が適用できる範囲 (2) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。	R6.5.1 改定
Ⅵ-2-③-25	③-5 防護柵設置工（落石防護網） 1-1 市場単価が適用できる範囲 (項目なし) 1-2 市場単価が適用できない範囲 (項目なし)	③-5 防護柵設置工（落石防護網） 1-1 市場単価が適用できる範囲 (3) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。	R6.5.1 改定

掲載頁	改定前 (訂正前)	改定後 (訂正後)	適用日時																								
第3部 その他の積算基 準 第3編 土質調査業務 P3-1-4	別表第1 <table border="1" data-bbox="272 1167 424 1928"> <tr> <td>直接調査費 +間接調査費</td> <td>100万円以下</td> <td>100万円を超え7,000万円以下</td> <td>7,000万円 を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td>算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>A 285.3</td> <td>b 37.1%</td> </tr> </table> 対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下	7,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。	率又は変数値	59.9%	A 285.3	b 37.1%	別表第1 <table border="1" data-bbox="272 349 424 1133"> <tr> <td>直接調査費 +間接調査費</td> <td>100万円以下</td> <td>100万円を超え3,000万円以下</td> <td>3,000万円 を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td>算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>A 290.2</td> <td>b 60.6%</td> </tr> </table> 対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。	率又は変数値	82.5%	A 290.2	b 60.6%	R6.5.1
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下	7,000万円 を超えるもの																								
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。																								
率又は変数値	59.9%	A 285.3	b 37.1%																								
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの																								
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。																								
率又は変数値	82.5%	A 290.2	b 60.6%																								

下水道の終末処理場及びポンプ場等の機械・電気設備請負工事設計書作成は、下水道用設計積算要領－ポンプ場・処理場施設（機械・電気設備）編－（公益社団法人 日本下水道協会）によるものとする。

なお、下記の各項目はその取り扱いについて内容を明確化したものである。

1. 機器および材料単価

- ① 機器単価については、平成 31 年 3 月 27 日付事務連絡「下水道事業において設置する機器の単価決定にあたっての運用について」（国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐）のとおり、特別調査を活用するなど、市場の実勢価格の把握、検討を十分に行うこととする。なお、特別調査を実施する場合の取扱いについては、本図書 総則第 9 章「3.（1）3. 特別調査によって単価を決定する場合について」のとおりとする。特別調査を実施できず、見積による場合、その金額の評価方法は、見積の異常値を排除した、最低値を採用するものとする。
- ② 材料単価は本図書 総則第 9 章 3. 材料単価関係のとおりとする。

2. 輸送費

- ① 貨物自動車による輸送費の積算は、[令和2年4月24日国土交通省告示「一般貨物自動車運送事業にかかる標準的な運賃について」](#)「総則第 2 章工事費の積算 2. 運搬費 (10) 普通トラックによる運搬費用 表 2 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」を適用する。
- ② 輸送車両は、搬入路が狭小でやむを得ない場合を除き 20 t 車によるものとし、トン当たり運賃に総重量を乗じて、算出する。ただし、一つの製作工場からの輸送量が 20 t 未満の場合は直近上位の車種を輸送車両とする。

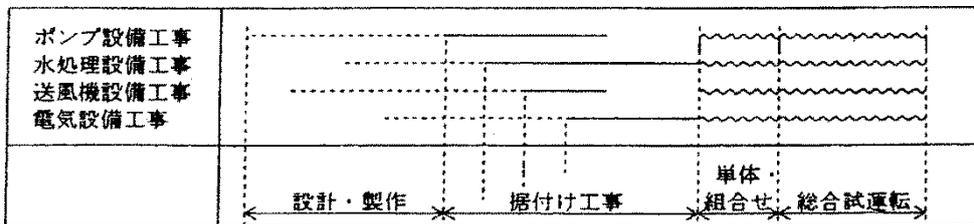
3. 総合試運転

① 実施の時期

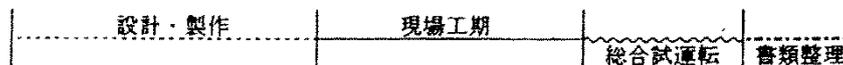
総合試運転は、原則として全ての据付け工事が完了してから、本電源にて行う。

[例]

(本受電)



なお、総合試運転の時期は、実施に当たっての必要な措置が行えるように余裕を持って対処できる時点が望ましい。また、総合試運転を行う工事には、その時期も考慮して工期を設定する。



② 実負荷試運転、相当負荷試運転

(1) 実負荷試運転

供用開始後の増設工事等で総合試運転を実施する場合は、処理対象の下水及び汚泥を用意することが可能である。この場合は、その下水及び汚泥（実負荷）を用意して実施する。

(2) 相当負荷試運転

新設工事の場合は、供用開始前（下水流入前）であるもので、総合試運転実施時に処理対象の下水及び汚泥を用意することが不可能であり、また、法的にも下水の処理・放流ができないので、下水及び汚泥の代わりとして、河川水・井水・工業用水等（相当負荷）を用意して実施する。

③ 標準運転時間・期間

- (1) 総合試運転時に用意する負荷用水の水量が十分に確保できず、用水を各槽間に移送して各槽の設備毎に運転する等の方法をとる場合は、機器・設備の標準運転時間を考慮して実施期間を設定する。

この場合でも、設備の試運転・確認等の実作業の期間は、それぞれの実施期間内で完了するように検討する。